

7. 都市計画税の使途内訳

都市計画税は、「都市計画法」に基づいて実施する都市計画事業の財源として課税する目的税であるため、本市では一般会計の歳出において下記のとおり各事業に充当している。

(単位：千円)

	令和3年度 決算額	都市計画税 充当額	事業に対する 充当率
都市計画税（歳入）	528,663		
都市計画事業（歳出）	958,639	528,663	55.1%
8款 土木費	803,779	443,262	55.1%
4項 都市計画費	803,779	443,262	55.1%
2目 土地区画整理費	49,712	27,415	55.1%
インター北土地区画整理事業特別会計繰出金	18,257	10,068	55.1%
駅北本郷土地区画整理事業特別会計繰出金	31,455	17,347	55.1%
6目 公共下水道費	754,067	415,847	55.1%
下水道事業特別会計繰出金	754,067	415,847	55.1%
11款 公債費	154,860	85,401	55.1%
1項 公債費	154,860	85,401	55.1%
1目 元金	149,027	82,184	55.1%
市債償還元金（都市計画事業分）	149,027	82,184	55.1%
2目 利子	5,833	3,217	55.2%
市債償還利子（都市計画事業分）	5,833	3,217	55.2%

※都市計画税は、各都市計画事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。